

平成十五年七月二十九日受領  
答 弁 第 九 五 号

内閣衆質一五六第九五号

平成十五年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出公用車をハイヤーに、警備を民間ガードマンに切り替えることによるコスト削減  
効果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出公用車をハイヤーに、警備を民間ガードマンに切り替えることによるコスト削減効果に関する質問に対する答弁書

一の1について

平成十五年三月末日現在の公用車の総数及び平成十四年度における年間運用経費は、別表第一のとおりである。

一の2について

自動車運転業務については、従来から民間委託等を推進してきているところであるが、公用車をハイヤー又はタクシーに切り替えることが不都合な場合のその主な理由としては、秘密の保持を要するため守秘義務が課せられる国家公務員を運転手としておく必要があること、現在の運転手の雇用問題が生じること等があり、これを各府省等ごとに示すと、別表第二のとおりである。

一の3について

ハイヤー又はタクシーに切り替えることが可能な公用車の台数及び比率は、別表第三のとおりである。

一の4について

公用車すべてをハイヤーに切り替えることについては、一の2についてでお答えしたように不都合な場合もあり、すべてをハイヤーに切り替えられるわけではないが、仮に別表第一に掲げた年間運用経費とすべてをハイヤーに切り替えた場合の年間運用経費との差額を計算すれば、別表第四のとおりである。

一の5について

一の3についてでお答えしたハイヤー又はタクシーに切り替えることが可能な公用車について、仮に現行の年間運用経費とハイヤーに切り替えた場合の年間運用経費との差額を計算すれば、別表第五のとおりである。

一の6について

お尋ねの点については、別表第一から別表第五までに記載したとおりである。

二の1について

平成十五年三月末日現在の警備員の総数及び平成十四年度における年間運用経費は、別表第六のとおりである。

二の2について

現在各府省等が行っている庁舎等の警備業務のうち民間警備会社に委託することが可能なものに従事している警備員の数は、別表第七のとおりである。

なお、庁舎等の警備業務については、従来から民間委託等を推進してきているところであるが、当該業務を民間に委託することが不都合な場合のその主な理由としては、秘密の保持を要するため守秘義務が課せられる国家公務員を警備員としておく必要があること、現在の警備員の雇用問題が生じること等がある。

## 二の3について

庁舎等の警備業務のすべてを民間警備会社に委託することについては、二の2についてでお答えしたように不都合な場合もあり、すべてを民間警備会社に委託できるわけではないが、仮に別表第六に掲げた年間運用経費とすべてを民間警備会社に委託した場合の年間運用経費との差額を計算すれば、別表第八のとおりである。

なお、庁舎等の警備業務については、従来から民間委託等を推進してきているところであり、平成十四年度における民間警備会社に委託している警備業務の年間運用経費は、別表第九のとおりである。

## 二の4について

二の2についてでお答えした、民間警備会社に委託することが可能な警備業務に従事している警備員について、仮に現行の年間運用経費と民間警備会社に委託した場合の年間運用経費との差額を計算すれば、別表第十のとおりである。

別表第一

府省等	公用車の総数(台)	年間運用経費(百万円)	
			うち退職手当
会計検査院	17	155	-
内閣官房	51	337	19
内閣法制局	8	57	-
人事院	25	191	23
内閣府本府	103	661	58
宮内庁	31	254	18
公正取引委員会	11	89	-
警察庁	52	426	96
防衛庁	365	2,753	22
防衛施設庁	70	616	109
金融庁	13	128	-
総務省	83	637	-
法務省	280	2,229	142
外務省	50	425	40
財務省	720	6,702	736
文部科学省	223	1,981	496
厚生労働省	413	2,600	106
農林水産省	146	1,276	217
経済産業省	116	975	47
国土交通省	583	4,953	427
環境省	26	232	18
計	3,386	27,677	2,574

- (注) 1. 「公用車」とは各府省等が保有する乗用自動車で、自動車の運転業務に従事する職員が運転しているもの及び各府省等が民間に運転を委託しているものである。
2. 年間運用経費には、人件費、車両買換え費、燃料費、修理費、税金等が含まれている。
3. 年間運用経費のうち人件費については、一部の府省等において作業の都合上、平成14年1月から同年12月までの期間分を集計している場合がある。
4. 総務省のうち郵政事業庁については、平成15年4月1日に日本郵政公社に移行したため、今回の検討対象から除外した。

別表第二

府省等	公用車をハイヤー又はタクシーに切り替えることが不都合な場合のその主な理由
会計検査院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> </ul>
内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・ハイヤー等にはない特殊な車両であること</li> <li>・車両が償却可能年数に達していないこと</li> </ul>
内閣法制局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること</li> </ul>
人事院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること</li> </ul>
内閣府本府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・ハイヤー等にはない特殊な車両であること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> <li>・車両が償却可能年数に達していないこと</li> </ul>
宮内庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること</li> <li>・安全性の確保を図る必要があること</li> </ul>
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> </ul>
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること</li> <li>・ハイヤー等にはない特殊な車両であること</li> </ul>
防衛庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること</li> <li>・ハイヤー等にはない特殊な車両であること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> <li>・車両が償却可能年数に達していないこと</li> </ul>
防衛施設庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること</li> </ul>
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> </ul>
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> <li>・車両が償却可能年数に達していないこと</li> </ul>

法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> </ul>
外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> </ul>
財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> </ul>
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> </ul>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> <li>・車両が償却可能年数に達していないこと</li> </ul>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること</li> </ul>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持を要するため運転手を国家公務員としておく必要があること</li> <li>・現在の運転手の雇用問題が生じること</li> <li>・車両が償却可能年数に達していないこと</li> <li>・現在の運転手が他の特殊車両の運転手も兼ねていること</li> </ul>



別表第三

府省等	ハイヤー又はタクシーに切り替えることが可能な公用車(台)	公用車の総数(台)	比率
会計検査院	2	17	11.8%
内閣官房	1	51	2.0%
内閣法制局	0	8	0.0%
人事院	0	25	0.0%
内閣府本府	12	103	11.7%
宮内庁	0	31	0.0%
公正取引委員会	0	11	0.0%
警察庁	0	52	0.0%
防衛庁	0	365	0.0%
防衛施設庁	0	70	0.0%
金融庁	4	13	30.8%
総務省	9	83	10.8%
法務省	0	280	0.0%
外務省	13	50	26.0%
財務省	5	720	0.7%
文部科学省	42	223	18.8%
厚生労働省	53	413	12.8%
農林水産省	3	146	2.1%
経済産業省	18	116	15.5%
国土交通省	0	583	0.0%
環境省	2	26	7.7%
計	164	3,386	4.8%

- (注) 1. 「ハイヤー又はタクシーに切り替えることが可能な公用車」とは、切り替えることによる年間運用経費の増減は考慮せず短期的（おおむね1年程度の間）に切替えが可能と各府省等が判断したものである。
2. 「ハイヤー又はタクシーに切り替えることが可能な公用車」には、平成15年4月以降に既にハイヤー又はタクシーに切替え済みの台数を含む。
3. 総務省のうち郵政事業庁については、平成15年4月1日に日本郵政公社に移行したため、今回の検討対象から除外した。

別表第四

府省等	現行の年間運用経費との差額 (百万円)	
		除く退職手当
会計検査院	+ 9	+ 9
内閣官房	+ 119	+ 139
内閣法制局	+ 10	+ 10
人事院	+ 2	+ 25
内閣府本府	+ 331	+ 389
宮内庁	△ 1	+ 17
公正取引委員会	+ 28	+ 28
警察庁	+ 6	+ 102
防衛庁	+ 598	+ 620
防衛施設庁	+ 185	+ 294
金融庁	+ 86	+ 86
総務省	+ 113	+ 113
法務省	+ 78	+ 220
外務省	+ 86	+ 126
財務省	△ 599	+ 137
文部科学省	△ 317	+ 180
厚生労働省	+ 195	+ 301
農林水産省	+ 152	+ 369
経済産業省	+ 76	+ 124
国土交通省	+ 228	+ 655
環境省	+ 75	+ 93
計	+ 1,460	+ 4,037

- (注) 1. 「現行の年間運用経費との差額」の算出に当たっては、別表第一に掲げた年間運用経費と、各府省等が見積もった、公用車の運転手の平均的な勤務時間をハイヤーの借上げ時間に置き換えた場合の年間運用経費との差額を計上している。
2. 別表第一に掲げた年間運用経費には、年度によって支出額に大幅な増減がある退職手当が含まれていることから、当該年間運用経費から退職手当を除いた場合の現行の年間運用経費との差額を「除く退職手当」として併せて記載している。
3. +の表示は経費が増加することを示し、△の表示は経費が減少することを示している。
4. 総務省のうち郵政事業庁については、平成15年4月1日に日本郵政公社に移行したため、今回の検討対象から除外した。

別表第五

府省等	現行の年間運用経費との差額 (百万円)
会計検査院	+ 1
内閣官房	+ 3
内閣府本府	+ 66
金融庁	+ 21
総務省	+ 23
外務省	+ 33
財務省	+ 22
文部科学省	+ 77
厚生労働省	+ 105
農林水産省	+ 8
経済産業省	+ 25
環境省	+ 6
計	+ 390

(注) 「現行の年間運用経費との差額」の算出に当たっては、別表第三に掲げたハイヤー又はタクシーに切り替えることが可能な公用車に係る経費に相当する額(退職手当は除く。)と、各府省等が見積もった、公用車の運転手の平均的な勤務時間をハイヤーの借上げ時間に置き換えた場合の年間運用経費との差額を計上している。なお、+の表示は経費が増加することを示している。

別表第六

府省等	警備員の総数(人)	年間運用経費(百万円)	
			うち退職手当
会計検査院	9	66	-
内閣官房	68	355	-
人事院	10	83	11
内閣府本府	27	192	14
公正取引委員会	3	37	18
警察庁	11	65	-
防衛庁	277	1,674	43
防衛施設庁	2	13	-
総務省	9	63	-
法務省	115	821	95
外務省	31	235	19
財務省	316	2,846	169
文部科学省	112	748	189
厚生労働省	15	137	11
農林水産省	34	290	60
経済産業省	18	164	8
国土交通省	27	189	-
環境省	5	31	-
計	1,089	8,009	637

- (注) 1. 「警備員」とは守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する職員である。
2. 年間運用経費には、人件費、被服費等が含まれている。
3. 年間運用経費のうち人件費については、一部の府省等において作業の都合上、平成14年1月から同年12月までの期間分を集計している場合がある。
4. 総務省のうち郵政事業庁については、平成15年4月1日に日本郵政公社に移行したため、今回の検討対象から除外した。
5. 財務省の警備員の総数のうち261人は、平成15年4月1日に独立行政法人に移行した造幣局及び印刷局の職員である。

別表第七

府省等	民間警備会社へ委託することが可能な警備業務に従事している警備員(人)
人事院	2
内閣府本府	2
防衛庁	2
防衛施設庁	1
財務省	2
文部科学省	21
農林水産省	3
経済産業省	3
計	36

(注) 1. 「民間警備会社へ委託することが可能な警備業務に従事している警備員」とは、委託することによる年間運用経費の増減は考慮せず短期的（おおむね1年程度の間）に委託が可能と各府省等が判断したものである。

2. 「民間警備会社へ委託することが可能な警備業務に従事している警備員」には、平成15年4月以降に既に民間警備会社に委託済みの人数を含む。

別表第八

府省等	現行の年間運用経費との差額 (百万円)	
		除く退職手当
会計検査院	△ 25	△ 25
内閣官房	△ 20	△ 20
人事院	△ 30	△ 18
内閣府本府	△ 61	△ 46
公正取引委員会	△ 20	△ 2
警察庁	△ 15	△ 15
防衛庁	△ 704	△ 661
防衛施設庁	△ 8	△ 8
総務省	△ 20	△ 20
法務省	△ 382	△ 287
外務省	△ 52	△ 33
財務省	△ 930	△ 761
文部科学省	△ 401	△ 211
厚生労働省	△ 69	△ 58
農林水産省	△ 183	△ 122
経済産業省	△ 103	△ 95
国土交通省	△ 72	△ 72
環境省	△ 7	△ 7
計	△ 3,102	△ 2,461

- (注) 1. 「現行の年間運用経費との差額」の算出に当たっては、別表第六に掲げた年間運用経費と各府省等がその運用実態に合わせて見積もった民間警備会社による警備の年間運用経費との差額を計上している。
2. 別表第六に掲げた年間運用経費には、年度によって支出額に大幅な増減がある退職手当が含まれていることから、当該年間運用経費から退職手当を除いた場合の現行の年間運用経費との差額を「除く退職手当」として併せて記載している。
3. △の表示は経費が減少することを示している。
4. 総務省のうち郵政事業庁については、平成15年4月1日に日本郵政公社に移行したため、今回の検討対象から除外した。

別表第九

府省等	民間警備会社に委託している警備業務の年間運用経費(百万円)
会計検査院	21
内閣官房	405
内閣法制局	0
人事院	16
内閣府本府	154
公正取引委員会	54
警察庁	233
防衛庁	248
防衛施設庁	48
金融庁	1
総務省	725
法務省	867
外務省	235
財務省	1,869
文部科学省	5,049
厚生労働省	963
農林水産省	295
経済産業省	411
国土交通省	2,040
環境省	80
計	13,714

(注) 総務省のうち郵政事業庁については、平成15年4月1日に日本郵政公社に移行したため、今回の検討対象から除外した。

別表第十

府省等	現行年間運用経費との差額 (百万円)
人事院	△ 4
内閣府本府	△ 5
防衛庁	△ 7
防衛施設庁	△ 4
財務省	△ 4
文部科学省	△ 78
農林水産省	△ 9
経済産業省	△ 20
計	△ 131

(注) 「現行年間運用経費との差額」の算出に当たっては、別表第七に掲げた民間警備会社へ委託することが可能な警備業務に従事している警備員に係る年間運用経費(退職手当は除く。)と各府省等がその運用実態に合わせて見積もった民間警備会社による警備の経費との差額を計上している。なお、△の表示は経費が減少することを示している。